

セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がパレット共済会(以下「共済会」という)と提携して発行するもので、セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)当社並びに株式会社キュービタス及びユーシーカード株式会社(以下、三社を併せて「対象企業」という)の役員・社員の方が、本特約とセゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)を承認し、本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族の方で、当社にカード利用のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、「本会員」と「家族会員」とを総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。

(3)本カードは、共済会の会員証を兼ねるものとします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩本会員が対象企業を退職されたとき。但し、対象企業間での転籍に基づく退職は除く。

第5条(適用規約)

本カードについては、セゾンカード規約(第6章セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を含む)に加え本特約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。なお、第5章(ゴールドカードセゾンの特則)並びに第35条(年会費)、第37条(会員資格の喪失等)、第39条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード)及び第40条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)の適用はありません。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。